

騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設並びに鳥取県公害防止条例に定める特定施設

- 印…届出不要

用途区分	施設名	規模		
		騒音関係	振動関係	
金属製品の製造又は加工	圧延機械	22.5kw以上(原動機定格出力の合計)	-	
	製管機械	全部	-	
	ペンディングマシン(ロール式のもの)	3.75kw以上(原動機定格出力)	-	
	液圧プレス(矯正プレスを除く)	全部	全部	
	機械プレス	294キロニュートン以上(呼び加圧能力)	全部	
	せん断機	3.75kw以上(原動機定格出力)	1kw以上(原動機定格出力)	
	鍛造機	全部	全部	
	ワイヤーフォーミングマシン	全部	37.5kw以上(原動機定格出力)	
	プラスト(タブラスト以外のもので、密閉式を除く)	全部		
	タンブラー	全部		
	切断機(といしを用いるもの)	全部	-	
工場又は事業所に設置	空気圧縮機 (*冷凍機に用いられるもの・環境大臣が指定するものを除く)	7.5kw以上(原動機定格出力)	-	
	圧縮機 (*冷凍機に用いられるもの・環境大臣が指定するものを除く)	-	7.5kw以上(原動機定格出力)	
	送風機	7.5kw以上(原動機定格出力)	-	
	クーリングタワー(県条例)	0.75kw以上(原動機定格出力)	-	
土石又は鉱物の粉碎及びふるい等	破碎機・摩砕機・ふるい・分級機	7.5kw以上(原動機定格出力)	7.5kw以上(原動機定格出力)	
繊維製品の製造	織機(原動機を用いるもの)	全部	全部	
建設用資材の製造	コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	0.45立方メートル以上(混練機混練許容量)	-	
	アスファルトプラント	200kg以上(混練機混練重量)	-	
	コンクリートブロックマシン	-	2.95kw以上(原動機定格出力の合計)	
	コンクリート管製造機械、 コンクリート柱製造機械	-	10kw以上(原動機定格出力の合計)	
穀物の製粉	穀物用製粉機(ロール式のもの)	7.5kw以上(原動機定格出力)	-	
木材又は竹材の加工	ドラムパーガー	全部	全部	
	チップパー	2.25kw以上(原動機定格出力)	2.2kw以上(原動機定格出力)	
	碎木機	全部	-	
	帯のこ盤	製材用	15kw以上(原動機定格出力)	-
		木工用	2.25kw以上(原動機定格出力)	-
	丸のこ盤	製材用	15kw以上(原動機定格出力)	-
		木工用	2.25kw以上(原動機定格出力)	-
かなな盤	2.25kw以上(原動機定格出力)	-		
紙の加工	抄紙機	全部	-	
印刷	印刷機械	(原動機を用いるもの)	全部	
			-	
			2.2kw以上(原動機定格出力)	
合成樹脂製品の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機(カレンダーロール機を除く)	-	30kw以上(原動機定格出力)	
	合成樹脂用射出成形機	全部	全部	
鋳型用砂型の製造	鋳型造型機(ジョルト式のもの)	全部	全部	

(参考)

1馬力=	0.7355kw
1.02馬力=	0.75kw
3.06馬力=	2.25kw
5.03馬力=	3.7kw
10.2馬力=	7.5kw

【問い合わせ先】

鳥取市 市民生活部環境局  
環境保全課 環境保全係  
TEL(0857)30-8094  
FAX(0857)20-3918

\*…冷凍機と分類される圧縮機は、冷媒の圧縮・膨張に用いられるものを指す。